

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針等に関する有識者会議（第4回）
各種通知の改正に向けた意見について

婦人相談所長全国連絡会議
会長 高岸 聡子

1 ガイドライン等の見直しの進め方について

- ・各種通知類は、女性相談支援センターや女性相談支援員の日々の業務のあり方や対応方法等について具体的に示すものである。
有識者会議の数回の審議のみでとりまとめを行うのではなく、改めて複数の都道府県等自治体の意見を聞く機会を設けるなど、現場の意見も十分反映し、時間をかけて成案を作成していただきたい。
- ・実務にあたる現場の意見を聞き、自治体による前提条件の違いを超えて、活用しやすいものとなるよう配慮をお願いしたい。

2 「婦人相談所ガイドライン」の改正

- ・現行の婦人相談所については、DV防止法、ストーカー規制法、人身取引対策行動計画等、様々な根拠規定によりその事業範囲が広がっている。女性相談支援センターガイドラインの作成にあたっては、内閣府他省庁からの通知類も含めて整理し、わかりやすく使いやすいものとしていただきたい。
- Ⅲ婦人相談所における支援の理念
 - ・高齢者、障害者等の関連施策、関係機関の役割や連携の指針等を具体的に示していただきたい。
- Ⅳ支援上の留意点
 - ・支援対象者の抱える困難の度合いや追及の有無などにより、行政の一時保護所を利用してもらうべきか、民間に委ねてよいのか、自治体により判断が異なることがないように、一定の判断基準を示していただきたい。
 - ・多様な利用者の受け入れるため、安全確保のための秘匿性と利用者の権利擁護の兼ね合いについて整理してほしい。
 - ・都道府県を跨いだ女性相談支援センター相互の広域的な連携については、課題が多いため具体的に記載してほしい。
 - ・一時保護入所者の医療受診や退所時の福祉施策の利用における市町村等福祉事務所との連携について記載してほしい。

3 「婦人相談所設置要綱」の改正

○職員

- ・心身の体調不良や精神疾患のある方、若年妊婦、性被害にあわれた方などの相談や一時保護に対応できるよう、保健師、看護師の配置について明記してほしい。
- ・必要に応じて、弁護士、同伴児童の保育士や学習指導員、児童虐待対応コーディネーターを配置することを追加してほしい。

○構造設備

- ・一時保護所の居室定員について単身者は原則1名とし、一人当たりの居住有効面積を広げてほしい。
- ・一時保護関係の設備として、学習室、保育室、運動場又は屋内運動室を追加してほしい。
- ・通信制限を緩和した施設設置を想定した基準を示してほしい。

4 「女性自立支援施設運営指針」の策定

- ・一時保護所と婦人保護施設が併設されている実態があることを考慮し、原則的にこれらを分けて運営するなど、望ましいあり方について記載していただきたい。
- ・新法の理念に沿ったものにする一方で、様々な入所者の安心・安全に配慮するためには、

管理する側面も必要である点も十分留意してほしい。

- ・ 現行の婦人保護施設で培われたノウハウを活かしつつ、新たに「自立支援」の機能を適切に果たしていくことができるよう、自立支援のためのプログラムや必要な人員配置について、一定の基準を示してほしい
- ・ 施設に入所する女性には、心身の健康回復や心理学的な支援が必要と考えるため、心理職員の配置を加算対応でなく、必置にしてほしい。
- ・ 設備基準には同伴児童の支援に必要なスペース・設備を整備することについても明記していただきたい。

5 「婦人相談員相談・支援指針」の改正

- ・ 他法・他施策・他部門・民間団体等との役割分担や連携について具体的に記載してほしい。
- ・ 都道府県の女性相談支援員と市町村の女性相談支援員それぞれの役割や連携について具体的に記載していただきたい。
- ・ 現行のガイドラインと支援指針については、婦人相談員の役割や留意点等が類似する内容となっており、いずれかにまとめて一本化してはどうか。
- ・ 要点だけをまとめた簡易版を作成されたい。
- ・ 女性相談支援員の研修について、階層別研修プログラムのモデルプランを提示していただきたい。

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針等に関する有識者会議（第4回）
基本方針、政省令告示に関する意見について

婦人相談所長全国連絡会議
会長 高岸 聡子

第2回、第3回有識者会議における議論を経て、今回基本方針案が示されましたが、基本方針を踏まえて基本計画を策定し、事業を推進する責任を担っている都道府県婦人相談所（女性相談支援センター）の立場から、是非修正をお願いしたい点について、改めて意見を提出させていただきます。

基本方針は、法に基づき困難を抱える女性への支援を推進するに当たり、国が行うべきこと、公的役割として都道府県、市町村が行うべきこと、さらに新たな主体としての民間が担うべきことを示し、それらが連携・協働して支援を進めるための大きな道筋を示すとともに、その財政的な裏付けも含めて、広く内外に明示するものであると考えます。

案においては、支援の実施機関や支援の進め方についての認識が現実とは異なっており、実現が困難な点が多々見られること、事業実施の必要性の判断に不可欠な基準について不明確な点があること、事業の公平性・公正性の確保という点で懸念が生じる点があることなど、制度運営に責任を有する都道府県婦人相談所として、看過できない点があるため、理由を明示したうえで修正意見を提出しております。指摘させていただいた箇所について、確実な見直しをしたうえで、成案を作成していただきますようお願いいたします。

主な意見は次のとおりです。

- 基本方針全体にわたり、支援の実施主体としての市町村の役割の重要性が過小評価されていると考えます。女性支援の施策を講じることが地方公共団体の責務として法に規定されたことを踏まえ、女性相談支援員が設置されていない市町村においても、女性相談を担当する部署において必要な支援を行うべきことについて明示し、市町村（婦人相談員）についての記述を増やしていただきたい。
- 一時保護の必要性の判断基準について、基準となるべき内容がない項目、基準が不明確な項目については、制度の公正な運用に支障が生じるため、確実に削除していただきたい。
- 現場の状況を踏まえ、「必ず」「全て」との要件を付したり、特定の支援を一方向的に押し付けるかのような表現は不適切であるため、現場の状況に合わせた柔軟な対応が可能となるよう記述を修正していただきたい。
- 民間団体への財政支援については、国が、団体の認定要件、事業内容について明確に規定したうえで、補助要綱等を別途通知で定め、一定の基準を満たした民間団体に対して公平に活動を支援する仕組みを設けるべきであり、公平性への懸念が生じることになりかねないため、基本指針では言及すべきではない。

【別紙1】資料1（基本方針案）に関する意見について

箇所	資料1（基本方針案）	意見
はじめに		
1 これまでの経緯		
○	<p>P 2 さらに、日本に入国した外国人女性が監禁されたり、売春を強要されたりといった人身取引の被害報告が増加したことを背景に、平成16年に「人身取引対策行動計画」（人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定）が策定された。警察所等において人身取引被害者を発見した場合の対応として婦人相談所等に当該女性の保護を依頼すべきこととされたことを踏まえ、厚生労働省からも、人身取引被害者の保護を実施する機関として婦人相談所が留意すべき事項を地方公共団体に向けて通知した。</p>	<p>誤字修正 警察所→警察署</p>
2 方針のねらい		
●	<p>P 3 前述のとおり、旧売春防止法第4章に基づく婦人保護事業は、困難な問題に直面している女性の福祉の増進や自立支援等の視点には欠けるものであった。また、婦人保護事業による支援の対象者が拡充してきた中においてもなお、制度や施設等の利用に当たってはハードルが高いと感じられる部分があること、支援内容と支援対象者のニーズのミスマッチがあること、婦人保護事業の存在等に関する周知が不足していること、地方自治体によって制度の利用に独自のルールが設けられている場合があること等を背景として、婦人保護事業は困難な問題を抱える女性への支援が重要な課題となっているにもかかわらず十分に活用されていない状況がある。さらに、支援にあまり重要な役割を果たしている民間団体の多くが、人材や資金等の面で困難や脆弱を抱えており、民間団体の活動を支える体制についても地域間の格差が大きく、また、活動への公的支援が十分ではない状況も存在する。</p>	<p>●修正案：「欠けるもの」→不十分なもの (理由) これまで真摯に婦人保護に努めてきた支援者に対する配慮に欠ける表現であり、基本方針として適切でないため。</p> <p>●修正案：「利用に当たってはハードルが高いと感じられる部分」→「利用に円滑につながらにくい場合」 (理由) 主観的で感覚的な表現であり、制度上の問題と人の感じ方の問題のどちらを指摘しようとしているの不明なため、修正が必要</p> <p>●修正案：「支援内容」→旧法が規定する対象者と現実の (理由) 旧法の中でもあっても、現実的に必要とされる支援を提供してきており、一律にミスマッチを指摘することは適切でないため。</p> <p>●修正案：「さらに～状況も存在する」→削除する。又は「さらに、女性への支援に取り込む民間団体も現れてきているが、公的業務の位置付けになっていないため公的資金援助が行われておらず、活動基盤が弱い状況が見られる。」 (理由) 民間団体への公的支援については、国が、団体の認定要件、事業内容について明確に規定したうえで、必要な運営費助成制度等を別途通知等で定めるべき問題である。国が婦人保護施設以外の事業を公的業務として位置付け、財政援助を行ってこなかった経緯があるにも関わらず、地域間格差や公的支援の不十分さを指摘し、地方公共団体に責任転嫁することは容認できない。</p>
●	<p>P 3 法のもとで実施される女性支援事業に関しては、これまで婦人保護事業の中核を担ってきた婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、名称を女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設と変更した上で引き続き事業の中心となる。一方で、困難な問題を抱える女性に対しては、独自の支援を実施している民間団体が存在しており、これらの民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で有効である。この点を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、行政機関と民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められる。また、女性支援に当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携と合わせて、女性支援を行う機関と、他の施策に関連する様々な機関が緊密に連携しながら、支援対象者の置かれた状況に応じてきめ細やかな、つながり続ける支援を実施する必要がある。</p>	<p>(意見) 「独自の支援を実施している民間団体」の活動は、東京などの一部の都市部に限られており、また、その内実は若年支援団体を指すと思われるが、若年要支援者は、婦人保護事業全体においてはわずかに数パーセントにすぎない。若年女性に特化した団体の活動について、女性支援事業全体に拡大解釈するのは不適切ではないか。</p>
●	<p>P 4 さらに、旧売春防止法における女性相談支援センター（旧婦人相談所）、女性相談支援員（旧婦人相談員）、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）は、配偶者暴力防止法第1条の規定による身体に対する暴力等を受けた被害者（以下「配偶者暴力被害者」という。）への支援の受け皿として位置づけられてきた経緯があり、法施行後も引き続き、法の支援の対象者として配偶者暴力被害者が含まれることとなる。一方、配偶者暴力被害者については、配偶者暴力防止法及び同法の下位法令等に基づき支援を行う必要があることから、これまでも、困難を抱える女性への支援の枠組中において、配偶者暴力被害者への支援とそれ以外の者への支援が併存している状況が続いてきたところである。法の施行にあたっては、配偶者暴力防止法と法の関係性を整理した上で、配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合とに分け、それぞれの支援に特化した女性自立支援施設の設置等それぞれの課題を踏まえた対応策や支援のあり方の検討に努める必要がある。</p>	<p>●修正案：「法の施行にあたっては、配偶者暴力防止法と法の関係性を整理した上で、・・・それぞれの課題を踏まえた対応策や支援のあり方の検討に努める必要がある。」 一法の施行にあたっては、今後、国における配偶者暴力防止法と法の関係性の整理を踏まえ、・・・秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合とに分け、それぞれに適切な支援を提供できるよう努めること。 (理由) 法の関係性の整理は、国の責任において行うべきものであり、基本方針において都道府県が行うべきこととして示すことは適当でない。また、女性自立支援施設は東京都以外は各県1か所のみとなっており、特化した施設の設置は現実的ではない。 施設の増設を国の方針として打ち出すのであれば、次期法改正に合わせ、施設の位置付けや補助制度の見直しとともに示すべきである。</p>
第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項		
7 まとめ		
●	<p>P 8 さらに、一時保護や女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所の際、児童をはじめとする同伴家族がいる場合も多いため、同伴家族の生活にも配慮した支援が必要である。女性相談支援員（旧婦人相談員）への相談件数は、市が女性相談支援員（旧婦人相談員）の委嘱を進めている影響もあって増加しているが、一方で女性相談支援センター（旧婦人相談所）や女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の利用は年々減少している状況である。背景には、困難な問題を抱える女性が、自分達を女性相談支援センター（旧婦人相談所）や女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が提供する支援の対象と考えていないことや、そもそものこれらの支援策の存在を知らないこと、支援を必要としていながら、女性相談支援センター（旧婦人相談所）等において支援対象として十分に発見されていない女性が一数存在すること、地方自治体によっては、女性相談支援センター（旧婦人相談所）において支援対象者が配偶者暴力被害者等に限定されている場合があること、一時保護所への入所のハードルが高いこと、同伴児童と一緒に入所できない、携帯電話の使用制限など、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、支援内容と女性側のニーズのミスマッチなどがあることが指摘されており、課題となっている点を検証し、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくるのが重要である。</p>	<p>(意見) 「同伴児童と一緒に入所できない」「携帯電話の利用制限」については、いずれもDVシェルターにおける秘匿性等の要求によるものである。これらは現状の法の要請による必要に迫られてのことであるため、国において、婦人保護施設とDVシェルターの機能を分離する方針を示すことにより解決される問題である。国がDV防止法と法の関係性を整理することなく、地方自治体を取り組むべき事項を示す基本方針に置いて記載することは適当でない。</p>

箇所	資料 1 (基本方針案)	意見
● P 8	また、困難な問題を抱える女性への支援については、民間団体が独自にソーシャルネットワークサービス等も活用しつつアウトリーチや相談支援、一時的に滞在できるシェルターの提供や医療機関・行政機関等への同行支援等の様々な支援策を展開しているが、 一方で、民間団体等の多くが、人材や資金等の面で困難や課題を抱えており、民間団体等の活動を支える体制についても地域間の格差が大きく、また、活動への公的支援も一部にとどまっている。民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していくことが必要と考えられる。	上記 P 3 の指摘と同様。 民間団体への公的支援については、一定の基準を満たした民間団体に対して、公平に活動を支援するべきであり、基本方針で言及すべきではない。 国が、団体の認定要件、事業内容等について明確に規定したうえで、補助要綱等を別途通知等で定めるべき問題である。 後段は、民間団体が活動していない地域においても女性支援を推進していくことは必要であり、協働すべき団体のない地域に配慮した表現に修正していただきたい。
第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項		
3 支援の基本的な考え方		
● P 1 2	②支援に当たっては、多様化した問題を抱えた若年世代から子育て世代、高齢世代と、幅広い年齢層の女性それぞれの ライフステージに合わせて、 支援対象者の立場に寄り添った支援を行うことが必要であること。	●修正案：ライフステージに合わせて、「 ライフステージに合わせて、他施策機関と連携し、 」(理由)利用者にとって、利用可能な、最も必要な施策による支援の検討がまず必要であるため。
4 支援に関わる関係機関等		
(1)女性相談支援センター		
● P 1 3	女性相談支援センターは、支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを個別のケースについて 必ず 行い、本人の希望と意志を最大限に尊重しながら その時点において最善と考えられる 支援を検討し、実施する。また、同センターは、関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たすものとする。女性相談支援センターにおいては、一時保護の有無にかかわらず、 全ての 支援対象者について、支援の方針を決定するためのアセスメントを行うことが重要である。アセスメントを行う際には、 関係機関からの情報収集や分析、センター内のケース検討会議や支援調整会議等 を活用した状況分析や支援内容の検討が行われることが重要である。	(修正案) 女性相談支援センターは、支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを個別のケースについて 必要に応じて 行い、本人の希望と意志を最大限に尊重しながら支援を検討し、実施する。また、同センターは、関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たすものとする。女性相談支援センターにおいては、一時保護の有無にかかわらず、 必要に応じて 支援対象者について、支援の方針を決定するためのアセスメントを行うことが重要である。アセスメントを行う際には、 本人の同意を得た上で可能な限り 関係機関からの情報収集や分析、センター内のケース検討会議や支援調整会議等を活用した状況分析や支援内容の検討が行われることが重要である。 (理由) 女性相談支援センターには電話相談を開設している所も多く、匿名や1回の通話で完結する相談も少なくない。こうした全てのケースについて「必ず」あるいは「全ての」支援対象者にアセスメントを行うことは現実性がないうえ、必要以上の情報開示を求めたり匿名性を担保できなくなる等の不都合が生じるおそれがある。また、本人の希望と意思を最大限尊重すると言いながら「その時点において最善と考えられる」支援とすると本人の意思に反する支援になる場合もあると思われるため。 なお、女性相談支援センターには調査権はないことへの配慮のない表現になっているため修正していただきたい。
● P 1 3 P 1 4	また、一時保護が 必要な 場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心とする個別ケースについては、健康状態が許さない場合等の例外を除き、本人の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた個別支援計画の策定を行う必要がある。	(修正案) また、一時保護を 実施した 場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心とする個別ケースについては、健康状態が許さない場合等の例外を除き、本人の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた個別支援計画の策定を行う必要がある。 (理由) 個別支援計画について、一時保護の開始にあたり作成するかのような表現なので、より実態に近い表現にするため。
● P 1 4	女性相談支援センターの所長は、「女性相談支援センターに関する政令(令和5年政令第0号)」第1条において、「所長の職務を行うに必要な意見を有する者のうちから任用しなければならない(P)」とされているが、 女性相談支援センターの長は、困難な問題を抱える女性への支援又はその関連分野に取り組んだ相当年数の実績を持ち、高い人権意識とともに支援対象者の保護、被害回復支援、自立支援等に関する専門知識を有するものであることが望ましい。	(意見) 政令案も「女性相談支援センターの所長は、所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験、女性の人權に関する意見を有する者のうちから任用」と修正されているが、行政機関の管理職の任命に関してここまで言及すべき疑問があり、人事の幅を狭めることになるため、元の案に戻していただきたい。
(2)女性相談支援員		
● P 1 4 P 1 5	市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関に所属する者として、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、 別居・離婚後の子ども養育 に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、 市内関係部署 と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、支援対象者に寄り添い、継続した支援を行うものである。	(修正案) 市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関に所属する者として、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、 子どもの養育 に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、 関係部署 と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、支援対象者に寄り添い、継続した支援を行うものである。 なお、女性相談支援員が設置されていない市町村においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行うことが望ましい。 (理由) ・ 子供の支援は別居・離婚後に限定されないため「別居・離婚後」を削除 ・ 支援の連携先は市内に限らないため「市内」を削除 ・ 市町村に女性相談支援員の設置は義務付けられていないが、市町村においても必要な支援を行う必要があることを明記していただきたいため、記述を追加。
●	女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性にとっての相談窓口となり、必要に応じて関連施策や制度等の活用、関係機関との連携等を図りつつ支援を行う者であるため、社会福祉に関する知識や、相談支援に関する専門的な技術・経験を持ち、登用後も研修や勉強会等を通じて継続的に支援のための能力向上に努めるとともに、 婦人相談員 をサポートする体制を整備することが望ましい。また、女性相談支援員は、個別の相談者が抱える障害や疾病、暴力や虐待被害等の経験等にも配慮しつつ、相談者の意思を勘案した支援ができるよう、アセスメントを行い、個別の支援計画の策定に参画する。	(修正案) 「婦人相談員をサポートする」→「 女性相談支援員 をサポートする」
(3)女性自立支援施設		

箇所	資料 1 (基本方針案)	意見
● P 16	<p>女性自立支援施設への入所決定は都道府県（女性相談支援センター）が行うが、施設への入所決定前に、支援対象者本人が施設の見学や体験宿泊を行い、事前説明を受ける機会を設けるとともに、入所前に何らかの支援を受けていた経緯のある支援対象者については、当該支援（入所前の民間団体による支援を含む）の内容を都道府県において十分に把握した上で、当該支援の提供主体と積極的・継続的に連携することを検討することとする。また、入所前、及び入所後においても、支援対象者の意向を丁寧に確認し、施設内で支援対象者が適切な支援を受けられているかどうかも含めて、入所決定を行った都道府県（女性相談支援センター）と女性自立支援施設が継続的に協議・確認する必要がある。さらに、女性相談支援センターにおける一時保護を経なくとも、女性自立支援施設への入所は可能であるため、都道府県においては、女性自立支援施設への入所に関する手続を積極的に整備することとする。</p>	<p>(修正案) 女性自立支援施設への入所決定は都道府県（女性相談支援センター）が行うが、施設への入所決定前に、支援対象者本人が施設の見学や体験宿泊を行い、事前説明を受ける機会を設けるとともに、入所前に何らかの支援を受けていた経緯のある支援対象者については、当該支援（入所前の民間団体による支援を含む）の内容を都道府県において十分に把握した上で、当該支援の提供主体と積極的・継続的に連携することを検討することとする。また、入所前、及び入所後においても、支援対象者の意向を丁寧に確認し、施設内で支援対象者が適切な支援を受けられているかどうかも含めて、入所決定を行った都道府県（女性相談支援センター）と女性自立支援施設が継続的に協議・確認する必要がある。さらに、女性相談支援センターにおける一時保護を経なくとも、同センターによる女性自立支援施設への入所決定及び入所手続は可能であるため、都道府県においては、女性自立支援施設への入所に関する手続を積極的に整備することとする。</p> <p>(理由) 女性相談支援センターの一時保護を経ない場合でも都道府県による入所決定及び手続は必須であることを確認するため。</p>
P 16	<p>女性自立支援施設において自立に向けた支援を行うにあたっては、施設の次の生活の場も視野に、市町村・都道府県が長期的に関わっていくことや、必要に応じて（入所前に支援を行っていた団体・機関を含め）外部の機関・団体との継続的な連携を図っていくことが望ましい。</p>	<p>(修正案) 女性自立支援施設において自立に向けた支援を行うにあたっては、施設の次の生活の場も視野に、市町村・都道府県が長期的に関わっていくことや、必要に応じて（入所前に支援を行っていた団体・機関を含め）外部の機関・団体との継続的な連携を図っていくことが望ましい。 なお、女性自立支援施設にはDV被害女性など特に安全を確保する必要のある支援対象者も生活していることから、前述の施設見学、体験宿泊の実施等にあたっては、施設の秘密性の維持に十分留意して行うものとする。</p> <p>(理由) 入所者の安全の確保を優先すべき施設もあると思われることから、配慮の必要があることを記載していただきたい。</p>
(4)民間団体等		
● P 16	<p>人材確保が困難であることや運営資金の確保が難しい団体があることや、民間団体が少ない地域もあることから、国及び地方公共団体は、民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するにあたっての支援や、女性支援を行う意向のある既存の団体及び新規の支援団体の立ち上げに関する支援等を検討し、実施することが必要である。</p>	<p>(意見) 民間団体への公的支援については、国が、団体の認定要件、事業内容等について明確に規定したうえで、補助要綱等を別途通知等で定め、一定の基準を満たした民間団体に対して、公平に活動を支援するしくみを設けるべきであり、基本方針では言及すべきではないと考える。 民間団体の活動が東京都など一部の自治体に限られる状況において、遽然と団体への財政支援に言及することは、公平性への懸念が生じることにもなりかねないため、まずは民間事業者の参入についての具体的な要件を国において明確に示していただきたい。</p>

箇所	資料1 (基本方針案)	意見
5)その他関係機関		
P 17	また、保健師、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員等は、女性相談支援センターや女性自立支援施設等による支援が適当と考えられる者を発見した場合は、 積極的に女性相談支援センターと連携 することが望ましい。	(修正案) また、保健師、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員等は、女性相談支援センターや女性自立支援施設等による支援が適当と考えられる者を発見した場合は、 女性相談センター始め、各自治体の女性相談窓口、女性相談支援員と積極的に 連携することが望ましい。 (理由) 女性相談の窓口は女性相談支援センターだけでなく、最も身近な市町村窓口を介して支援につながるケースも多いため。
5 支援の内容		
(3)相談支援		
P 18	女性相談支援員(市町村及び都道府県)や女性相談支援センターで相談支援に当たる職員は、 相談支援に係る専門的な技術を持ち 、本人の立場に寄り添って、本人の課題や背景等の内容を相談者とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていく必要がある。 一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心に、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援計画を策定するとともに、計画策定後も、女性が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行っていくことが必要である。	(修正案) 女性相談支援員(市町村及び都道府県)や女性相談支援センターで相談支援に当たる職員は、 _____ 本人の立場に寄り添って、本人の課題や背景等の内容を相談者とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていく必要がある。 一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心に、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援計画を策定するとともに、計画策定後も、女性が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行っていくことが必要である。 (理由) ・女性相談支援員の資質に関するものであり、「女性相談支援員」の項(P15)に同様の記述があるため。
P 19	また、 特に若年女性の場合は 、今まで支援を受けてきた経験から民間団体による相談支援等のほうが利用しやすい 場合が多いと考えられるが 、行政による支援が必要な場合には、初期段階の支援をした民間団体及び本人が参画する形で個別支援計画を作成することが重要である。	(修正案) また、今まで支援を受けてきた経験から民間団体による相談支援等のほうが利用しやすい と考える支援対象者については 、行政による支援が必要な場合には、初期段階の支援をした民間団体及び本人が参画する形で個別支援計画を作成する など柔軟に対応することとする。 (理由) ・若年女性に限定しない方がよいと思われるため。また、民間団体の参画を望むかどうかも含め本人の意思を尊重すべきと思われるため。
● P 19	さらに、女性相談支援センターや女性相談支援員(都道府県・市町村)においては、支援に関する記録を適切に保存し、繰り返し相談のある者への対応や他機関への連携等に _____ 活用できるようにすることが必要である。	(修正案) さらに、女性相談支援センターや女性相談支援員(都道府県・市町村)においては、支援に関する記録を適切に保存し、繰り返し相談のある者への対応や他機関への連携等に 可能な限り 活用できるようにすることが必要である。 (理由) 電話相談の場合、繰り返し相談があっても、非通知や通知、匿名性を保持したいために居住地を違えて相談する等、紐づけられない場合が多い。このため、女性相談支援センターや女性相談支援員が抱える全ての相談記録を一律にまとめ、保存管理することは不適切な場合も含まれ、かつ本人意思が明確でない情報を他機関連携に活用することは危険性が高い。
(4)一時保護		
● P 19 P 20	① 性暴力や性虐待、性的搾取等による被害を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合(法第9条第7項) ② 配偶者暴力防止法第1条の規定による配偶者からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合(法施行規則第1条第1号) ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合(法施行規則第1条第2号) ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条の規定によるつきまとい等の被害から保護が必要と認められる場合(法施行規則第1条第3号) ⑤ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第2条第1項第7号に規定する人身取引の被害者の保護が必要な場合(法施行規則第1条第4号) ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合(法施行規則第1条第5号) ⑦ 女性相談支援センターにおいて支援方針を決定するにあたり、一定期間の保護を通じたアセスメントを要すると認められる場合(法施行規則第1条第6号) ⑧ 支援対象者について、その心身の健康の回復を図るために保護することが必要と認められる場合(法施行規則第1条第7号) ⑨ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがある _____ 場合(法施行規則第1条第8号)	(修正案) ① 性暴力や性虐待、性的搾取等による被害を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合(法第9条第7項) ② 配偶者暴力防止法第1条の規定による配偶者からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合(法施行規則第1条第1号) ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合(法施行規則第1条第2号) ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条の規定によるつきまとい等の被害からの保護が必要と認められる場合(法施行規則第1条第3号) ⑤ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第2条第1項第7号に規定する人身取引の被害者の保護が必要な場合(法施行規則第1条第4号) ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合(法施行規則第1条第5号) ⑦ 女性相談支援センターにおいて支援方針を決定するにあたり、一定期間の保護を通じたアセスメントを要すると認められる場合(法施行規則第1条第6号) ⑧ 支援対象者について、その心身の健康の回復を図るために保護することが必要と認められる場合(法施行規則第1条第7号) ⑨ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると 認められる 場合(法施行規則第1条第8号) (理由) 行政機関として一時保護の決定をする際の判断基準となる項目であるため、基準とならない項目については削除していただきたい。 ⑦は、保護が必要であると認めるための内容がなく、基準にならない。 ⑧は、健康の回復が目的である場合は、医療機関が常駐していない一時保護所での対応は困難であり、医療機関への受診が優先されるべき。また、内容が曖昧で基準にならない。 ⑨は、①～⑧と同様に一時保護の実施主体(女性相談支援センター)において「おそれがある」ことが認められることが要件であるため。
● P 20	なお、一時保護は本人同意の下で行うものであるが、従来、一時保護すべき状況であるにも関わらず、 例えば、①いったん一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われない。 ②一時保護所の退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われない。③本人の希望や意思のできる限りの尊重を行わずに、希望や意思に反する条件提示を行う等により本人が同意しない状況に至る等、 必要な場合であっても一時保護が行われない場合があった旨の指摘 があることに十分留意し、 必要な一時保護 を適切に実施する必要がある。	(修正案) なお、一時保護は本人同意の下で行うもので あり、本人の心身の状況によって緊急的な医療機関への搬送が優先される場合等もあることに留意する必要がある。 また、従来、一時保護すべき状況であるにも関わらず、一時保護が行われない場合があった旨の指摘があることに十分留意し、 必要に応じて本人の意向に最も適した一時保護委託を検討する等 、適切に実施する必要がある。 (理由) ・実際には本人意思等により一時保護できないケースもあることについてご理解いただきたい。 ・①～③について、このような理由のみで一時保護を行わないことは考えにくく、基本方針とするのであれば、誤解を招くような表現は修正していただきたい。

箇所	資料 1 (基本方針案)	意見
● P 2 1	また、困難な問題を抱える女性（未成年を含む）が、居所が一定しない、あるいは、住所地に帰ること自体に困難を抱える場合もある。こうした場合、未成年である若年女性に関しては親権者の住所地を管轄する児童相談所が一時保護を行う（女性自立支援施設や民間団体に対する一時保護委託を含む）こととなっているが、成人女性に関しては女性の現在地（一時保護を要する状況で女性が所在する地）の 女性相談支援センター が一時保護の判断を行う（一時保護委託等を行う）ことを原則とする。	<p>(修正案)</p> <p>また、困難な問題を抱える女性（未成年を含む）が、居所が一定しない、あるいは、住所地に帰ること自体に困難を抱える場合もある。こうした場合、未成年である若年女性に関しては親権者の住所地を管轄する児童相談所が一時保護を行う（女性自立支援施設や民間団体に対する一時保護委託を含む）こととなっているが、成人女性に関しては女性の現在地（一時保護を要する状況で女性が所在する地）の女性相談支援センターが市町村と協議の上、一時保護の判断を行う（一時保護委託等を行う）ことを原則とする。</p> <p><u>(理由)</u></p> <p>・生活保護などの負担が生じる現在地の市町村との協議が必要であるため。</p>
P 2 1	一時保護中は、支援対象者の精神的な安定等に配慮しつつ、支援対象者が置かれている状況の整理と支援対象者の意向確認を行い、その際、法第15条第1項に規定する支援調整会議における ケース会議 における議論も踏まえ、本人の希望・意思を最大限に尊重して今後の支援方針の検討及び決定を行う。	<p>(修正案)</p> <p>一時保護中は、支援対象者の精神的な安定等に配慮しつつ、支援対象者が置かれている状況の整理と支援対象者の意向確認を行い、その際、法第15条第1項に規定する支援調整会議における個別ケース会議が開催された場合はその議論も踏まえ、本人の希望・意思を最大限に尊重して今後の支援方針の検討及び決定を行う。</p> <p>(理由)</p> <p>・実際にはすべての一時保護者について個別ケース会議が開催されるわけではないため。</p>
● P 2 1	一時保護は、支援の方針が決定し、必要に応じて施設への入所等の手続が終了するまでの短期間実施することが想定されているが、一定期間を過ぎたことを理由に 機械的に一時保護を解除することはあつてはならず、あくまで解除後の支援対象者の生活の安定の確保が図られていることを前提とすべきである。	<p>(修正案)</p> <p>一時保護は、支援の方針が決定し、必要に応じて施設への入所等の手続が終了するまでの短期間実施することが想定されているが、一定期間を過ぎた場合も、支援対象者の生活の安定の確保が図られるまで一時保護を継続するものとする。</p> <p>(理由)</p> <p>・国の基本方針であるので、「行うべきこと」となるよう表現を修正すべきである。</p>
● P 2 1 P 2 2	一時保護期間における支援対象者の通学・通勤について、加害者の追及がないなど安全上問題がなく、本人が通学・通勤を希望しており、現在の仕事やアルバイトの確保が将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、通学・通勤できるよう配慮することが 重要である。	<p>(修正案)</p> <p>一時保護施設等は、緊急に暴力からの避難をする一時的な滞在を目的としているため、原則として、本人及び他の入所者の安全確保のため、一時保護施設等からの通学、通学は規定されていないが、一時保護期間における支援対象者の通学、通勤について、加害者の追及がないなど安全上問題がなく、本人が通学・通勤を希望しており、現在の仕事やアルバイトの確保が将来の自立した生活に有益である場合は、通学通学が可能な施設等に一時保護委託を検討する等、できる限り、通学・通勤できるよう配慮することが望ましい。</p> <p><u>(理由)</u></p> <p>一時保護期間中の支援対象者に通学通学を認めている都道府県はほとんどない現状をご理解いただいた上で、安全面で問題がなく、支援対象者の希望がある場合の配慮とさせていただきますため。</p>
(5)被害回復支援		
P 2 2	また、 回復途上ではフラッシュバック等が繰り返されるが、回復には当然のプロセスであり、 支援者は本人の置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重しつつ、本人に寄り添う丁寧な支援を行うことが必要である。	<p>(修正案)</p> <p>回復途上ではフラッシュバック等が繰り返されるが、回復には当然のプロセスであり、支援者は本人の置かれている状況を理解し、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う丁寧な支援を行うことが必要である。</p> <p><u>(理由)</u></p> <p>起こりうる反応はフラッシュバックだけではないため、フラッシュバックに限定的に及ぼす理由がない。また、支援に当たっては、社会資源（トラウマ治療ができる精神科医や心理士、それを支える精神科医療機関等）の確保が不可欠である。</p>
(6)生活の場を共にすることによる支援		
(7)同伴児童等への支援		
● P 2 3	また、児童の就学については、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その児童が住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。一時保護を実施した地方公共団体においては、一時保護の対象者の同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、 通学時の安全確保等を含め、 教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行うものとする。同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託することも検討すべきである。	<p>(修正案)</p> <p>また、児童の就学については、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その児童が住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。一方で、特に義務教育年齢の同伴児については新たな集団への参加、学用品や給食費の支払い等、本人や同伴児童への負担が生じる場合もある。一時保護を実施した地方公共団体においては、一時保護の対象者の同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行うものとする。同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託することも検討すべきである。</p> <p><u>(理由)</u></p> <p>支援対象者本人の通学通学（P 2 1）については、本人の強い希望があれば安全を確保しながら対応することが可能なケースもあるかもしれないが、同伴児童の大多数は小学生以下であり、同伴児童と一緒に通学を認めるのは現実的に困難である。一時保護中の児童が揃って施設近隣の同じ学校に通学することが想定されるが、一時保護所の秘匿性を維持できなくなる恐れがある。リスクを負った通学より、一時保護所内での学習支援を充実させた方がよいと考える。</p>
● P 2 3	一時保護の対象者が児童以外の者（例えば高齢の親族等）を同伴する場合には、当該者の状況をよく確認し、当該者の意思を十分踏まえた上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を行う。中長期的な入所を伴う支援が必要と判断された場合には、女性自立支援施設への入所を検討するものとする。	<p>(修正案)</p> <p>一時保護の対象者が児童以外の者（例えば高齢の親族等）を同伴する場合には、当該者の状況をよく確認し、当該者の意思を十分踏まえた上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を行う。中長期的な入所を伴う支援が必要と判断された場合には、女性自立支援施設への入所も含め検討するものとする。</p> <p><u>(理由)</u></p> <p>・ここで女性自立支援施設に限定する必然性がないため。</p>

箇所	資料 1 (基本方針案)	意見
⑧自立支援	<p>④ 生活支援</p> <p>困難を抱える女性の中には、日常生活に必要な基礎的な知識や習慣を身につける機会が少なかった者や、日常生活になんらかの介助が必要な者が含まれることが想定される。そのような女性に対しては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設は、女性自立支援施設への入所や市町村と連携した自宅への訪問支援を通じて、一般的な生活の力を身につけるための支援や、保育等の子育て支援のためのサービスや障害福祉サービスを活用するための手続支援を行い、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができるようにするための環境を整える必要がある。</p> <p>なお、女性自立支援施設へ入所中の女性に対しては、本人の状況に応じて一般生活費の中から女性自身が金銭管理できるようにしていくことは、退所後の自立に向けた支援としても重要である。</p>	<p>(修正案)</p> <p>④ 生活支援</p> <p>困難を抱える女性の中には、日常生活に必要な基礎的な知識や習慣を身につける機会が少なかった者や、日常生活になんらかの介助が必要な者が含まれることが想定される。そのような女性に対しては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設は、女性自立支援施設への入所や市町村との連携を通じて、一般的な生活の力を身につけるための支援や、保育等の子育て支援のためのサービスや障害福祉サービスを活用するための手続支援を行い、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができるようにするための環境を整える必要がある。</p> <p>なお、女性自立支援施設へ入所中の女性に対しては、本人の状況に応じて一般生活費の中から女性自身が金銭管理できるようにしていくことは、退所後の自立に向けた支援としても重要である。</p> <p>(理由)</p> <p><u>退所後の自宅への訪問支援まで女性相談支援センターが行うことは難しく、地元市町村から生活保護などを含む適切な支援を受けられるように連携していくこととなると思われるため。</u></p>
6 支援の体制		
②三機関の連携体制	<p>女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関は、困難な問題を抱える女性への支援の中核の機関である。これらの三機関は、対等な関係性のもとで連携・協働して女性への支援を実施するものとする。</p> <p>女性支援相談員(都道府県・市町村)又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方自治体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行う。</p> <p>また、女性自立支援施設への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要な場合には女性相談支援センターでの一時保護を経なくとも直接女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制を整備する。また、女性自立支援施設への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行うことが重要である。</p> <p>なお、女性相談支援センターと女性自立支援施設の両者が併設されている場合が多いが、秘匿性の高い者の一時保護等に重点が置かれがちで、それぞれの機能が十分に発揮されていないという指摘もあることから、併設されている場合も、女性自立支援施設としての中長期的な専門的支援が行いやすいようその在り方を検証することが重要である。</p>	<p>(修正案)</p> <p>女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関は、困難な問題を抱える女性への支援の中核の機関である。これらの三機関は、対等な関係性のもとで連携・協働して女性への支援を実施するものとする。</p> <p>女性支援相談員(都道府県・市町村)又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方自治体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行う。</p> <p>また、女性自立支援施設への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要な場合には女性相談支援センターでの入所決定手続きを行い、一時保護を経なくとも直接女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制を整備する。また、女性自立支援施設への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行うことが重要である。</p> <p>なお、女性相談支援センターと女性自立支援施設の両者が併設されている場合が多いが、秘匿性の高い者の一時保護等に重点が置かれがちで、それぞれの機能が十分に発揮されていないという指摘もあることから、併設されている場合も、女性自立支援施設としての中長期的な専門的支援が行いやすいようその在り方を検証することが重要である。</p> <p>(理由)</p> <p><u>女性相談支援センターの一時保護を経ない場合でも都道府県による入所決定及び手続きは必須であることを確認するため。</u></p>
②民間団体との連携体制	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が必要不可欠であり、個人情報保護に留意し支援調整会議を活用しつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援のそれぞれの強みを活かした相互連携が重要である。一方、人材確保や運営資金の確保が難しい民間団体もあることや、そもそもこのような活動を実施している民間団体が少ない地域もあることから、国及び地方公共団体は、民間団体相互間で情報共有や意見交換、連携した支援ができるための全国的なネットワークの構築や、各地域における支援の実質的な担い手となる、女性支援を行う意向のある民間団体の立ち上げ、民間団体が運営を継続するにあたっての支援や、人材育成を支援する。また、国は、行政機関と民間団体の協働事例の調査や、横展開に向けた取組を推進する。</p> <p>なお、多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性に対する支援として適切でない団体もあるとの指摘もあり、国及び地方公共団体は、当事者や実績のある民間団体等からの情報を注意深く収集し、必要な場合は不適切な団体の情報を適切に関係機関へ共有する等の対応が求められる。</p>	<p>(意見)</p> <p>①ほとんどの自治体においては協働すべき民間団体がいないが、現に民間団体がいない地域でも、女性相談支援員が支援を行っていることについての配慮に欠けた表現であり、「必要不可欠」については修正を求めたい。民間団体の活動実績のない自治体においても実現できる基本方針としていただきたい。</p> <p>②複数の都道府県にまたがる広域ネットワークは、国の役割であるため、「国及び地方公共団体」を「国」に修正してほしい。</p> <p>(修正案)</p> <p>なお、多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性に対する支援として適切でない団体もあるとの指摘もあり、国及び地方公共団体は、当事者や実績のある民間団体等からの情報を注意深く収集し、支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めるものとする。</p> <p>(理由)</p> <p><u>不適切な団体に関する情報の漏れや情報の検閲に関する言及もなく、そのような情報を行政で共有し特定の団体の不利益が生じた場合、開示請求に耐えられるのか疑問であるため。</u></p>

【別紙2】 資料2（政省令）に関する意見について

案	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則	
（法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合）	
	<p>第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下次号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>二 同居する者等であつて又は配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合</p> <p>四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合</p> <p>五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であつて、保護することが必要と認められる場合</p> <p>六 女性相談支援センターが支援に関する方針を決定するにあたり一定の期間を要すると認められる場合であつて、保護することが必要と認められる場合</p> <p>七 心身の健康の回復を図るために保護することが必要と認められる場合</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保され</p>
	<p>れないおそれがあると認められる場合であつて、保護することが必要な場合</p>
女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準	
	居室の入所人員

第十三条

一の居室の定員は、原則個室一人とする。ただし、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、二人とすることができる。

修正意見

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下次号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合

二 同居する者等であって又は配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合

三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合

四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合

五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合

（六は削除）

（七は削除）

六 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合

（理由）

6は、保護が必要であると認めるための内容がなく、基準にならないため削除していただきたい。

7は、内容が曖昧で基準にならないため削除していただきたい。また、健康の回復が目的である場合は、医療職が常駐していない一時保護所での対応は困難であり、医療機関への受診が優先されるべきである。

第十三条

一の居室の定員は、原則一人とすること。ただし、入所者への支援の提供上必要と認められる場合は、四人以内とすることができる。

(理由)

一時保護利用者の場合は、母子世帯で入居し、3人以上となることも多いため、必要があれば3人以上となることが認められる規定にしていきたい。